

## 総務常任委員会報告事項資料

| 資料<br>番号 | 資 料 名                                   | 担 当 課          |
|----------|-----------------------------------------|----------------|
| 1        | (仮) 小田原市まち・ひと・しごと創生<br>総合戦略について         | 企画政策課          |
| 2        | 宿泊等施設の売却に伴う諸対応について                      |                |
| 3        | 行革アクションプログラム2015                        | 行政管理課          |
| 4        | 小田原駅西口第2自転車駐車場及び東口<br>自転車駐車場の事業者の決定について | 地域安全課          |
| 5        | 第2次おだわら男女共同参画プラン<br>(素案) (平成28年度～32年度)  | 人権・男女<br>共同参画課 |
| 6        | 小田原市エネルギー計画について                         | エネルギー<br>政策推進課 |

平成27年 9 月 7 日



## (仮) 小田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略について

### 1 背景

国では、人口減少と少子高齢化の進展への的確な対応と問題の克服を目指し、平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、同年 12 月に「長期ビジョン」と「総合戦略」を策定した。本市としても、これらの問題は重要な課題と捉えており、国の総合戦略の趣旨を勘案し、小田原市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（以下、「本市人口ビジョン」という。）及び小田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「本市総合戦略」という。）を策定することとした。

### 2 経緯

産業界や学識者、金融界、労働界など民間有識者の意見を聴取するため、6 月以降 4 回の「小田原市総合戦略有識者会議」を開催するとともに、市長、副市長と関係部局長からなる「小田原市地方創生推進会議」を 3 回開催し、検討を行った。

### 3 本市人口ビジョンの内容

#### (1) 本市人口ビジョンの位置付け

本市における人口の現状や将来の人口動態等を分析し、人口減少と少子高齢化問題に関する認識の共有を図ると共に、その問題の解決を図るための戦略である本市総合戦略の策定に生かすことを目的とする。

#### (2) 対象期間

国立社会保障人口問題研究所が推計を行う 2040 年までとする。

#### (3) 人口の現状分析と考察

- ・本市において人口の流出超過にあるのは、主として 20 代～30 代前半であり、逆に流入超過に関しては、60 代以上が大勢を占めている。子どもを産み育てる割合の高い若い世代の流出は、人口の自然減にさらなる拍車をかける可能性がある。
- ・東京都や横浜市等神奈川県東部地域等大都市への人口流出が目立つ。

#### (4) 分析に基づく基本的な考え方

「超高齢社会への対応を的確に図りつつ、若い世代が集い、留まることを目指して、希望する職に就くことができ、子どもを産み育てやすい環境が整い、住み続けることに魅力を感じるまち」の実現を目指す。

#### (5) 人口の将来展望

神奈川県と同様、国が 2040 年時点で合計特殊出生率 2.07 の達成を掲げていることから、人口の自然増減についてはこの考え方をベースにし、加えて、人口の社会減の解消を目指すこととする。

## 4 本市総合戦略の内容

### (1) 人口に関する本市の課題

- ・合計特殊出生率に関しては、若干の改善傾向にはあるが、人口の維持や年齢構成割合の改善に必要な水準に達していない。
- ・子どもを産み育てる割合の高い世代の人口流出が多く、人口の自然減に拍車をかける可能性がある。

### (2) 目指す方向性

本市人口ビジョンにおける分析結果及び国・県の総合戦略の趣旨を勘案し、以下4つの基本目標を掲げることとした。

- ① 安定した雇用を創出する
- ② 魅力を発信し、人の流れをつくる
- ③ 子どもを産み育てやすい環境をつくる
- ④ 活力にあふれ、住み続けたいくなるまちをつくる

### (3) 目的

人口減少・少子高齢化に伴う諸問題の解決

### (4) 計画期間

平成27年度～平成31年度

### (5) 総合計画との関係

総合計画を上位計画としつつ、人口減少・少子高齢化問題に特化してその対応に係る施策を戦略としてまとめたもの。

### (6) 戦略の構成及び政策体系

① 基本的目標 ② 施策の基本的方向性 ③ 具体的な施策 を戦略の構成とする。加えて、各施策に掲げる取組を先導する重点的な取組を位置づける。(政策体系図参照)

### (7) 目標の設定と効果検証

| 事項   | 目標の設定内容                | 設定<br>期間 | 効果検証時期      | 効果検証の方法                                                      |
|------|------------------------|----------|-------------|--------------------------------------------------------------|
| 基本目標 | 成果に着目した数値目標<br>(アウトカム) | 5年       | 計画期間<br>終了後 | 事務事業評価等の内部評価<br>を行った後、有識者等によ<br>る外部評価を経て、必要に<br>応じ、戦略の見直しを行う |
| 施策   | 重要業績評価指標<br>(K P I)    | 5年       | 毎年          |                                                              |

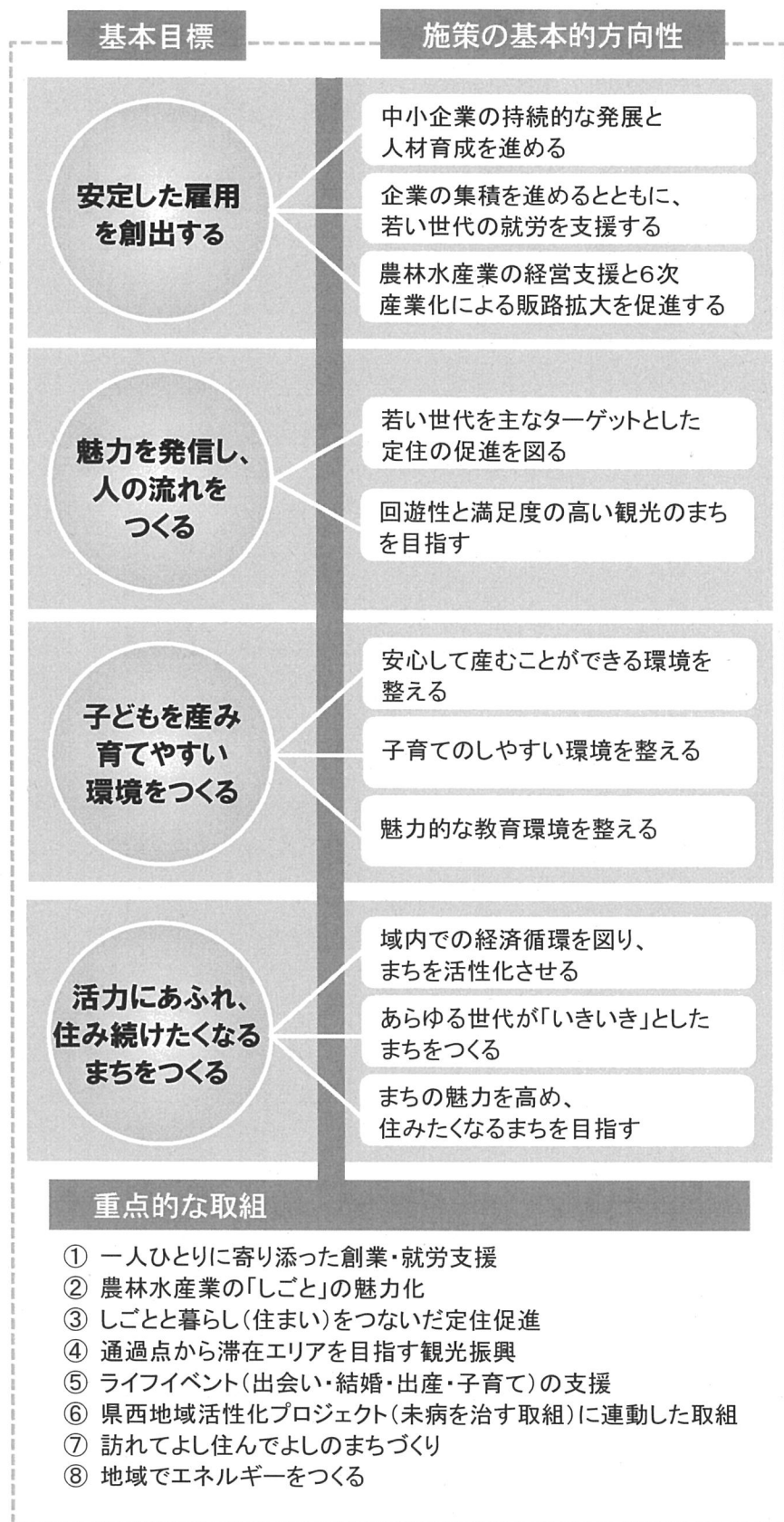
## 5 今後のスケジュール

- 9月14日～10月13日 パブリックコメント  
10月22日 第5回総合戦略有識者会議  
10月29日 第4回地方創生推進会議



## 政策体系図

### 人口減少・少子高齢化に伴う諸問題の解決





---

# 小田原市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン (案)

---

# 目次

|   |                              |    |
|---|------------------------------|----|
| 1 | 小田原市人口ビジョンの位置付け              | 1  |
| 2 | 小田原市人口ビジョンの対象期間              | 1  |
| 3 | 国の長期ビジョン                     |    |
|   | （1）長期ビジョンの趣旨                 | 1  |
|   | （2）国による人口分析                  | 2  |
| 4 | 小田原市の人口の現状分析                 |    |
|   | （1）総人口の推移                    | 3  |
|   | （2）年齢3区分別人口の推移と将来推計          | 4  |
|   | （3）年齢（5歳区分）・男女別人口の推移         | 5  |
|   | （4）合計特殊出生率の推移                | 6  |
|   | （5）出生・死亡、転入・転出の推移            | 7  |
|   | （6）総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響  | 8  |
|   | （7）年齢階級別の人口移動の状況             | 9  |
|   | （8）地域ブロック別の人口移動の状況           | 10 |
|   | （9）年齢階級別の人口移動の状況の長期的動向（男女合算） | 11 |
|   | （10）年齢階級別の人口移動の状況の長期的動向（男女別） | 12 |
|   | （11）従業・通学状況の動向               | 13 |
|   | （12）通勤通学圏と、小田原市の転入・転出の状況     | 15 |
| 5 | 小田原市の将来人口の推計                 |    |
|   | （1）将来人口の推計                   | 16 |
|   | （2）人口の推移と将来推計                | 18 |
| 6 | 人口の現状分析を踏まえた将来の方向性           |    |
|   | （1）人口の現状分析に係る考察と基本的な考え方      | 19 |
|   | （2）将来の方向性                    | 19 |
|   | （3）人口の将来展望                   | 20 |

# 小田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）

（平成 27～31 年度）

小田原市

## 目次

|                              |          |
|------------------------------|----------|
| 1. はじめに                      | ・ ・ ・ 2  |
| 2. 基本方針                      |          |
| (1) 人口に関する課題と本市が目指す方向性       | ・ ・ ・ 3  |
| (2) 小田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要   | ・ ・ ・ 4  |
| (3) 目標の設定と効果検証の仕組み           | ・ ・ ・ 4  |
| (4) 政策体系図                    | ・ ・ ・ 5  |
| 3. 政策パッケージ                   |          |
| 重点的な取組                       | ・ ・ ・ 6  |
| 基本目標1 安定した雇用を創出する            | ・ ・ ・ 8  |
| 基本目標2 魅力を発信し、人の流れをつくる        | ・ ・ ・ 11 |
| 基本目標3 子どもを産み育てやすい環境をつくる      | ・ ・ ・ 13 |
| 基本目標4 活力にあふれ、住み続けたいくなるまちをつくる | ・ ・ ・ 17 |

## 宿泊等施設の売却に伴う諸対応について

### 1 施設取得から売却までの経緯

- 平成15年10月 雇用・能力開発機構等と売買契約を締結
- 平成16年 2月 ヒルトン小田原リゾート&スパ オープン
- 平成24年12月 土地・建物売買契約の締結
- 平成27年12月 土地・建物の売却及び所有権移転

### 2 売却に伴う諸対応について

#### (1) 宿泊等施設事業特別会計及び宿泊等施設整備基金の廃止

宿泊等施設事業の主たる施設である“ヒルトン小田原リゾート&スパ”を本年12月に売却することから、それに併せ、宿泊等施設事業特別会計及び宿泊等施設整備基金を廃止する。

#### (2) 売却額及び基金残高の取扱いについて

宿泊等施設の売却額及び宿泊等施設整備基金の残高については、新たな基金を設置し積み立てるものとする。

【売却額】964,396,800円

【基金残高】582,775,872円（平成27年11月30日時点）

#### (3) 美術工芸品等の取扱いについて

美術工芸品の評価に関しては、専門的な知見が必要となることから、昨年度専門家へ鑑定を依頼し、各作品の現在価値について確認した。

【鑑定対象】424点 ※ピアノ（6点）は専門外の為、未評価

【評価額】約560万円

美術工芸品等の取扱いに関しては、その評価額、状態や特性により、次のとおり取り扱うこととする。

##### ① 施設と一体となった作品

⇒ 小田原ヒルトン株式会社へ譲渡

##### ② 小田原に“ゆかりのある”作品など市で活用が図れる作品

⇒ 引き続き市で所有

##### ③ その他（※ピアノは市内学校及び文化施設に移管）

⇒ 売却





---

## 行革アクションプログラム2015

《小田原市行政改革指針に基づく行政改革の取組計画と取組結果》

---

小田原市  
平成27年9月

# ◆◆◆ 目 次 ◆◆◆

## 1 小田原市の行政改革について

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| (1) 本市の財政状況 .....           | 1 |
| (2) 本市における行政改革の取組 .....     | 2 |
| (3) 平成26年度の行政改革による効果額 ..... | 2 |
| (4) 職員数の推移 .....            | 2 |

## 2 行革アクションプログラムについて

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| (1) 行革アクションプログラムとは .....      | 4  |
| (2) 行革アクションプログラムの特徴 .....     | 4  |
| (3) 行革アクションプログラム2015の構成 ..... | 5  |
| 《各取組の読み方》 .....               | 12 |

## 3 行革アクションプログラムの取組内容について

### 【視点1】 効率的・効果的な行財政運営の推進

|                                              |    |
|----------------------------------------------|----|
| 推進項目(1) 事業の休廃止、見直し、類似・重複事業の整理・統合 .....       | 13 |
| 推進項目(2) 施設の管理運営方法等の見直し(ファシリティマネジメントの推進) .... | 63 |
| 推進項目(3) 定員管理の適正化、人材育成と人事給与制度の見直し .....       | 80 |
| 推進項目(4) 職員の意識改革 .....                        | 85 |

### 【視点2】 健全な行財政運営の推進

|                    |     |
|--------------------|-----|
| 推進項目(1) 歳入確保 ..... | 87  |
| 推進項目(2) 歳出抑制 ..... | 103 |

### 【視点3】 市民との協働による行財政運営の推進

|                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| 推進項目(1) 市民や民間の力による事業展開の推進 .....      | 124 |
| 推進項目(2) 市民と行政の情報共有と市民によるモニタリング ..... | 155 |

## 小田原駅西口第2自転車駐車場及び東口自転車駐車場事業者の決定について

## 1 施設の概要

## (1) 小田原駅西口第2自転車駐車場

- ① 所在地 小田原市城山一丁目566番10ほか
- ② 開設年月 平成15年12月
- ③ 設置目的 小田原駅周辺における自転車等の駐車に関する秩序を確立し、自転車等の利用者の利便を図ることにより、良好な生活環境を保持するため。

## (2) 小田原駅東口自転車駐車場

- ① 所在地 小田原市栄町二丁目172番24の一部
- ② 開設年月 平成17年11月
- ③ 設置目的 小田原駅周辺における自転車等の駐車に関する秩序を確立し、自転車等の利用者の利便を図ることにより、良好な生活環境を保持するため。

## 2 事業者が行う業務

- (1) 自転車駐車場の使用の許可に関すること。
- (2) 自転車駐車場の施設、設備及び器具の維持管理に関すること。
- (3) その他、市長が必要と認める業務。

## 3 期間

平成27年12月1日から平成30年11月30日まで

## 4 選定までの経過

|            |                  |
|------------|------------------|
| 募集要項配布     | 平成27年6月8日～6月30日  |
| 説明会及び現地見学会 | 平成27年6月25日       |
| 質問受付期間     | 平成27年6月22日～6月30日 |
| 申請受付期間     | 平成27年7月13日～7月27日 |

|                                              |            |
|----------------------------------------------|------------|
| 第1回事業者選定委員会開催<br>(募集方法及び内容の確認)               | 平成27年4月30日 |
| 第2回事業者選定委員会開催<br>(申請団体のプレゼンテーション、質疑応答、採点、選定) | 平成27年8月24日 |

## 5 申請状況

| 団体名                    | 所在地                | 主な事業内容                                                               |
|------------------------|--------------------|----------------------------------------------------------------------|
| おだわら中心市街地<br>活性化パートナーズ | 小田原市南町一丁目<br>1番40号 | 中心市街地の整備改善及びまちづくりに関する事業、公共的施設の管理運営に関する事業、中心市街地活性化に資する事業、公共的施設等管理運営事業 |

## 6 審査・協議の概要

小田原市自転車駐車場事業者選定委員会により、申請団体の審査及び協議を行いました。

### (1) 小田原市自転車駐車場事業者選定委員会の構成

|     | 氏 名     | 役 職 等                       |
|-----|---------|-----------------------------|
| 委員長 | 山 崎 文 明 | 小田原市市民部副部長                  |
| 委員  | 伊 澤 浩 明 | 小田原警察署交通第一課長                |
| 委員  | 青 木 正 次 | 小田原交通安全協会長                  |
| 委員  | 木 村 貞 雄 | 小田原市自治会総連合副会長（平成27年6月30日まで） |
|     | 瀬 戸 充   | 小田原市自治会総連合副会長（平成27年7月1日から）  |
| 委員  | 小 野 翻陽人 | 税理士                         |
| 委員  | 川 瀬 泰 代 | 神奈川県県西地域県政総合センター商工観光課長      |

### (2) 審査・協議結果

事業計画書等の申請書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を基に、各委

員が審査基準に従って申請団体を採点しました。詳細は次のとおりです。

おだわら中心市街地活性化パートナーズ

| NO   | 審査項目                           | 配点  | 得点  |
|------|--------------------------------|-----|-----|
| 1    | 実現可能で有益な中心市街地活性化に資する提案がされているか。 | 60  | 50  |
| 2    | 施設等の維持管理や利用者に対する配慮が適切なものか。     | 60  | 50  |
| 3    | 提供するサービスは適切なものか。               | 60  | 52  |
| 4    | 管理運営経費は適正なものか。                 | 60  | 42  |
| 5    | 安定した管理運営を行うための体制及び財政基盤を有しているか。 | 60  | 42  |
| 6    | その他、社会貢献活動等について。               | 60  | 44  |
| (合計) |                                | 360 | 280 |

この結果、小田原市自転車駐車場事業者選定委員会としては、おだわら中心市街地活性化パートナーズは事業者として適切であるとの結論に至りました。

なお、次の内容を、要望事項として付しました。

- ・近隣の商店街等と連携・協力した利用者へのサービスが実現できるよう努められたい。
- ・違法駐輪の防止、安全マナーに関する啓発活動、新たな自転車駐車場の整備等、提案された中心市街地活性化事業の推進に努められたい。

## 7 事業者

小田原市自転車駐車場事業者選定委員会における審査・協議を踏まえ、次の団体を事業者として選定しました。

- (1) 共同事業体名 おだわら中心市街地活性化パートナーズ
- (2) 代表団体名 一般財団法人小田原市事業協会
- (3) 構成団体名 合同会社まち元気小田原
- (4) 代表者名 柴田 正光
- (5) 所在地 小田原市南町一丁目1番40号





第2次

# おだわら男女共同参画プラン（素案）

（平成28年度～32年度）

平成28年3月

小田原市

## 男女共同参画社会とは…

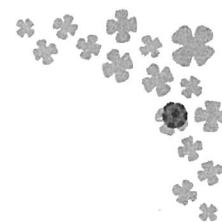
「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を  
分かち合い、性別にかかわらず、その個性と  
能力を十分に発揮できる社会」です

### \*男女共同参画社会基本法第2条

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること







## 目 次

### 第1章 計画策定における背景

- 1 男女共同参画の歴史と背景 ..... 2
- 2 小田原市の現状と課題 ..... 5

### 第2章 計画の基本的事項

- 1 計画改定の目的 ..... 8
- 2 計画の位置付け ..... 8
- 3 計画期間 ..... 8
- 4 計画の体系 ..... 10

### 第3章 計画の内容

- 基本方針Ⅰ「男女共同参画社会のための意識づくり」 ..... 13
- 基本方針Ⅱ「仕事と生活の調和のための環境づくり」 ..... 18
- 基本方針Ⅲ「さまざまな分野における男女共同参画の促進」 ..... 28
- 基本方針Ⅳ「人権としての性の尊重」 ..... 33

### 第4章 推進体制

- 1 推進体制 ..... 43
- 2 国・県・他市町村との連携、協力の推進 ..... 43
- 3 関係機関などとの連携と支援 ..... 43

- 資料編 ..... 44



## 小田原市エネルギー計画について

## 1 検討の経緯

## (1) 検討経緯

|                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 平成 27 年 3 月 26 日  | 環境審議会へ諮問・審議        |
| 6 月 3 日           | 環境審議会において審議        |
| 6 月 22 日～7 月 21 日 | 市民意見の公募（パブリックコメント） |
| 8 月 3 日           | 環境審議会において審議        |
| 8 月 24 日          | 環境審議会から市長に答申       |
| 10 月（予定）          | 小田原市エネルギー計画の策定     |

## 2 小田原市エネルギー計画（案）の概要

## (1) 計画の目的

本計画は、再生可能エネルギーの利用を促進し、エネルギー源の分散化により、地域でのエネルギー自給を目指すため、本市の目指すべき将来像を描き、その実現に向け、再生可能エネルギーの利用等の促進のための総合的な施策を計画的に推進することを目的とする。

## ① 目指すべき将来像

## 「エネルギーを地域で自給する持続可能なまち」

エネルギーは、本来、水や食料などと同様に生活に欠かすことのできない、いのちを支える要素の一つである。環境に負荷が少なく、枯渇することがないエネルギー源を利用し、地域自らがエネルギーを創り出すことにより、エネルギーの集中生産体制に依存しないエネルギー源の分散化、さらには多様化を図る。

これは、地域で消費するエネルギーを地域で創るエネルギーで賄うというエネルギーの地域自給を目指すものであり、ひいては、市民、事業者の生活や活動を守ることにもつながることから、この動きを一過性のものとせず、世代を超えて引き継いでいくような、持続可能なまちを目指すべき将来像とする。

## ② 3つの基本方針

## ○ 再生可能エネルギーの導入

安定したエネルギーの供給は市民の安全安心の核となることから、エネルギー源の分散化、多様化を図る必要がある。そのため、地域で永続的に創り出すことができる環境負荷の少ない再生可能エネルギーの導入を進める。

## ○ 省エネルギー化の推進

再生可能エネルギーは地域に存するエネルギーであるが、一度に取り出せるエネルギー量は限りがある。再生可能エネルギーを有効に活用するためには、市内のエネルギー使用量の削減が必要となることから、省エネルギー化に向けた一人ひとりの取組を推進する。

### ○未来へつなげる担い手の育成

エネルギーは市民生活や事業活動にとって不可欠なものであることから、だれもがエネルギーに対する認識を持ったうえで、自ら再生可能エネルギーの利用に取り組めるよう、普及啓発を図る。また、未来を担う子どもたちへの環境教育に重点を置きながら、市民や事業者が行う再生可能エネルギー利用の取組が永続的に受け継がれるための担い手となる人材の育成を行う。

## ③ 4つの視点

### ○自然環境・生活環境の保全

再生可能エネルギーは地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出が極めて少ないエネルギー源であり、本市の豊かな自然環境と良好な生活環境を守り育てるという視点のもと、再生可能エネルギーを利用する取組を行う。

### ○災害時のエネルギー源の確保

再生可能エネルギーは地域固有の資源であるとともに地域で利用することができるエネルギー源であることから、市、市民及び事業者が積極的に利用することで、分散型エネルギー源が保有され、震災等の災害時にもエネルギー供給が途絶えないような体制を整備する。

### ○市民の力・地域の力の最大限発揮

再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化の推進に当たっては、市民、事業者、さらには地域が主体的に取り組むことで、大きな成果が得られる。そのため、市民の力、地域の力を最大限発揮できるような仕組みを構築する。

### ○地域経済への還元・創造

再生可能エネルギーの利用は、資金の地域内循環、新たなビジネスの創造や雇用の創出などにつながり、地域経済や地域コミュニティの活性化が見込まれることから、地域経済への還元・創造の視点を踏まえ、再生可能エネルギーの導入を図る。

## (2) 計画の位置づけ

本計画は、「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」に基づき策定されるものであり、第2次小田原市環境基本計画におけるエネルギー分野の分野別計画として位置づけ、地球温暖化対策推進計画や低炭素都市づくり計画などと連携をとりながら、推進するものとする。

### (3) 計画の対象期間

「おだわらTRYプラン（第5次小田原市総合計画）」、「第2次小田原市環境基本計画」、「小田原市地球温暖化対策推進計画」などの計画期間を踏まえ、2015年度（平成27年度）から2022年度（平成34年度）までとする。

国における地球温暖化対策の長期目標を踏まえ、2050年度までの長期目標も設定し、その目標の下で、再生可能エネルギーに関する取組を体系的に進めていくこととする。

おだわらTRYプランの後期基本計画の見直し時期に合わせ、4年後に見直しを行う。

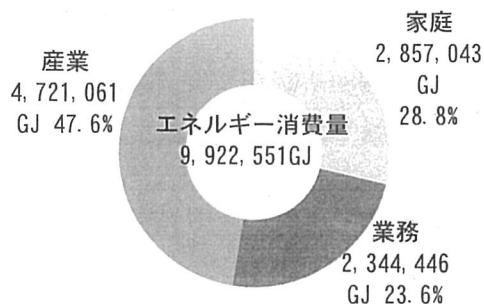
### (4) 小田原市のエネルギー利用の特性

#### ①エネルギー消費量

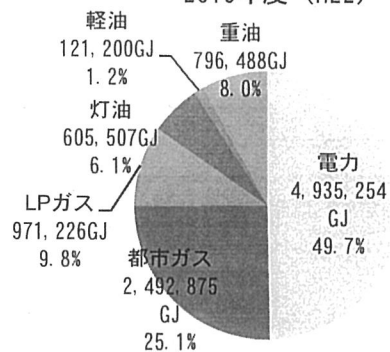
2010年度（平成22年度）のエネルギー消費量は、9,922,551 GJであり、部門別では、産業部門が47.6%を占めており、家庭部門及び業務部門で残りを二分する形となっている。

また、エネルギー源別では電力消費量が49.7%、次いで、都市ガスが25.1%を占めている。

市内部門別エネルギー消費量  
2010年度（H22）



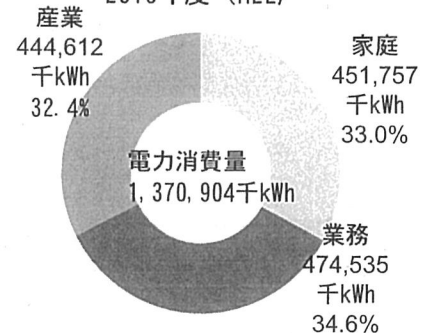
市内エネルギー源別エネルギー消費量  
2010年度（H22）



#### ②電力消費の状況

2010年度（平成22年度）の市内の電力消費量は、1,370,904 千kWhであり、その内訳は、家庭部門、業務部門及び産業部門はそれぞれ3割程度の分布となっている。

市内部門別電力消費量内訳  
2010年度（H22）



## (5) 市内の再生可能エネルギーの利用可能性

再生可能エネルギーには、太陽、風力、水力、地熱、バイオマス、雪氷熱、温度差熱などがあるが、本計画では、環境省「平成 24 年度 再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報整備報告書」で推計された「太陽光発電」、「陸上風力発電」、「中小水力発電」、「地熱発電」、「太陽熱利用」、「地中熱利用」、「木質バイオマス」の各再生可能エネルギーについて、導入ポテンシャルと利用可能性を整理した。

電力では太陽光発電の導入ポテンシャルが多く、利用可能性が高い。また、熱では、地中熱利用及び太陽熱利用の導入ポテンシャルが多く、利用可能性が高くなっている。

再生可能エネルギー別の導入ポテンシャルと本市における利用可能性

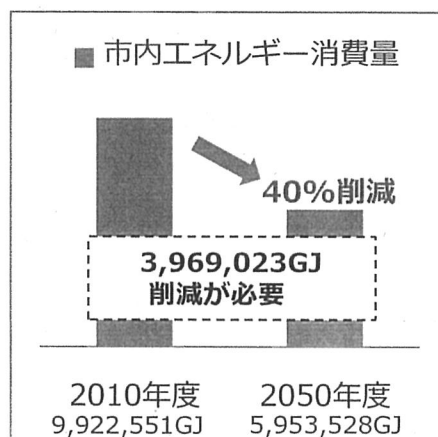
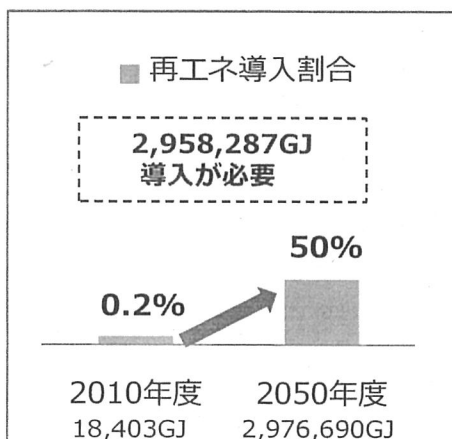
| 再生可能エネルギー | 導入ポテンシャル        | 本市における利用可能性                                                                                                                                                                         |
|-----------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 太陽光 建物    | 360 千 kW        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 年間の日照時間は 2, 129 時間（平成 25 年）であり、1 年を通じて安定した日照を得ることができる。</li> <li>・ 技術的に成熟が見られ、市民や事業者にとって比較的、着手しやすい。</li> </ul>                            |
| 太陽光 土地    | 120 千 kW        |                                                                                                                                                                                     |
| 陸上風力      | 18 千 kW         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市域の平均風速は 1. 8m/s（平成 25 年）であり、風力発電に必要とされる平均 5. 5m/s 以上の風速を満たしていない。</li> <li>・ 周辺環境との調和や騒音などの課題がある。</li> </ul>                               |
| 中小水力      | 3 千 kW          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内河川の流量や落差などを踏まえると、費用対効果が低い。</li> <li>・ 安定したエネルギー源の確保の観点から、将来的に利用を検討する必要がある。</li> </ul>                                                    |
| 地熱        | —               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内における賦存量はなし。</li> <li>・ 地熱発電は地下 1, 000m～3, 000m 程度まで掘り下げる必要があり、準備期間が長く、費用がかかる。</li> </ul>                                                 |
| 太陽熱       | 67, 736 万 MJ/年  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光と同様に、安定した日照時間を得ることができるため、市域における導入ポテンシャルは高い。</li> <li>・ 太陽熱システムはエネルギー効率がが高く、設置価格も高額ではないため、市民や事業者にとって導入しやすいが、熱として利用することが必要である。</li> </ul> |
| 地中熱       | 513, 575 万 MJ/年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市域における導入ポテンシャルは高い。</li> <li>・ 認知度が低いことに加え、設備導入に係る初期コストが高く、設備費用の回収に時間を要する。</li> </ul>                                                       |
| 木質バイオマス   | 29, 834 万 MJ/年  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽熱や地中熱と比較すると、導入ポテンシャルは低い。</li> <li>・ 主に間伐材や剪定枝が想定され、利用可能な資源量は少ないが、林業再生、雇用の拡大など経済効果は大きいことから、将来的な利用を検討することが必要である。</li> </ul>                |

(6) 再生可能エネルギーの最大限の利用に向けた長期目標

① 2050 年度（平成 62 年度）までの目標

○市内の再生可能エネルギーの導入を、市内エネルギー消費量の 50%とする。

○市内のエネルギー消費量を、2010 年度のエネルギー消費量から 40%削減。



② 2050 年度のまちの姿

○再エネ・省エネ型のライフスタイル

再生可能エネルギーを利用しつつ、市内におけるエネルギーの自立性を高め、生活の快適性や利便性が向上している地域。

○みんなのエネルギー

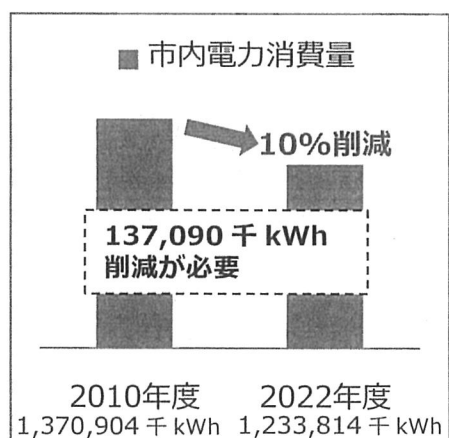
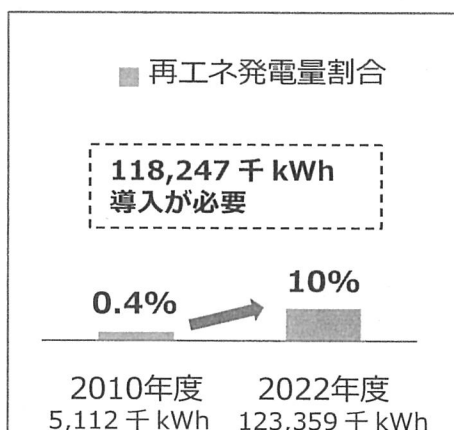
住宅に再生可能エネルギーを導入する、再生可能エネルギー事業に取り組む、普及啓発イベントに参加するなど、市民の多くがエネルギーに関わる取組に携わっている地域。

(7) 再生可能エネルギーの最大限の利用に向けた短期目標

① 2022 年度（平成 34 年度）までの電力利用における目標

○市内の再生可能エネルギーによる発電量を、市内電力消費量の 10%とする。

○市内の電力消費量を、2010 年度の電力消費量から 10%削減。



## ② 2022 年度（平成 34 年度）までの熱利用における目標

### ○再生可能な熱エネルギーを利用する地域

太陽熱や地中熱などの再生可能エネルギー熱の利用について、市民、事業者が理解し、関心を持ち、新築や改築の際に、給湯や冷暖房などの熱に再生可能エネルギー熱を導入することについて検討する地域。

## （８）2022 年度までの優先的な取組（リーディングプロジェクト）

短期目標を実現するためには、市有施設への率先的な導入はもちろん、市民、事業者の取組は重要であり、住宅、事業所、工場及び空地などへの再生可能エネルギーの導入とそれぞれの省エネルギー化の取組をこれまで以上に進めていく必要がある。

市民、事業者が再生可能エネルギーの利用や省エネルギー化に具体的な行動を起こすことができるよう意識の醸成と仕組みづくりに寄与し、効果が高いと考えられる取組をリーディングプロジェクトとして位置づけ、優先的に進めていく。

### ① 再生可能エネルギーの導入

#### ○市有施設・広域避難所への率先導入

再生可能エネルギーの利用促進のため、公共施設の新築や改築等に合わせ、市庁舎ほか市有施設、特に広域避難所に指定されている小学校などにおいて、蓄電池を備えた太陽光発電設備を設置する。

#### ○再生可能エネルギーのスムーズな導入

住宅や事業所に再生可能エネルギーを導入する際の不安や疑問を解消し、再生可能エネルギーの利用にスムーズに取り組めるよう、市民や事業者からの質問や相談に対応できる窓口を設置する。

市内の産業部門や業務部門における再生可能エネルギーによる発電事業を普及するため、奨励金などの支援策を講じるほか、導入に向けた仕組みを構築する。

#### ○市民が参加可能な仕組みづくり

地域で取り組む再生可能エネルギー事業への出資や地域で創られた再生可能エネルギーの消費者となることなど、多くの市民が参加する仕組みや、地域主体の再生可能エネルギーに取り組む事業者育成の場などをつくることにより、地域の再生可能エネルギーの量的拡大につなげていく。

#### ○地域にひとつ！地域再生可能エネルギープロジェクト

小学校区 25 地域にひとつずつ、地域が主体となった再生可能エネルギーを利用した取組を推進する。太陽光による発電や熱の利用、小水力発電や地中熱の利用など、それぞれの特性を生かした取組を「地域再生可能エネルギープロジェクト」として市が登録し、その取組を広く紹介することで、地域の取組を促し、取組の実施主体であるコミュニティのネットワーク化を図る。



## ○エネルギーツーリズムの実現

小田原市の魅力を高めるとともに、集客を図るため、市内西部の山林内にあるメガソーラーや小水力発電所跡、あるいは地域コミュニティが導入した再生可能エネルギー事業など、小田原の特性を生かした再生可能エネルギー事業をつなぎ、ツーリズムとしての仕組みを構築する。

## ○再生可能エネルギー熱の利用の促進

2050 年度を見据えた太陽熱や地中熱などの再生可能エネルギー熱の利用を促進する仕組みづくりに取り組む。

## ② 省エネルギー化の推進

### ○市有施設における率先行動

市有施設における設備・機器等の更新の際には、照明のLED化など高効率の省エネルギー機器を積極的に導入するなど、市が率先行動を起こし、その取組や効果を広く情報発信することで、市民、事業者の省エネ行動を喚起する。

### ○家庭のエネルギー消費の効率化

エネルギーや地球温暖化問題などへの理解を深めることができるよう学習の機会を拡充したり、うちエコ診断の実施や省エネナビの貸し出しなどの施策を充実することにより、市民が家庭で自らの省エネ行動に積極的に取り組めるよう仕組みづくりを行う。

### ○事業活動のエネルギー消費の効率化

大規模集客施設、工場等については、エネルギー消費の効率化を計画的に推進できるよう、省エネ診断を斡旋するなど、省エネルギー化の推進に向けた仕組みづくりを行う。

### ○地域のエネルギーマネジメント

エネルギーを面的に捉えその需給を一元的に管理するスマートグリッドや、再生可能エネルギーで創られた電気により水から作り出した水素エネルギーの利用など、地域の資源、技術、資金を活用し、新しいビジネスの創造につながるような統合的な地域主導型のエネルギーに関わる取組を推進する。

## ③ 未来へつなげる担い手の育成

### ○環境エネルギー教育の実施

次代を担い未来を生きる子どもたちが、将来に向けて、エネルギーの利用について理解を深め、自らが主体的に行動を起こすことができるよう、また、地域でエネルギーを創り出し、有効に活用する取組が永続的に受け継がれていくよう、市内小学校での出前講座など環境エネルギー教育を実施する。

### ○市民・事業者の取組促進に向けた牽引者の育成

再生可能エネルギーの利用や省エネルギー化の推進について、市民、事業者が関心を深め、自らが行動を起こすことができるよう講演会や市民意見交換会を継続して実施する。また、市内での取組を発表するなど市民が参加できる機会を設けることにより、本市とともに再生可能エネルギーの利用や省エネルギー化の推進の取組を促進する牽引者の育成を図る。

### ○再生可能エネルギーの利用と省エネルギー化の推進のための基盤整備

市内の施工業者に対し、メーカーとの協働により再エネ・省エネ機器の能力や効果についての勉強会を実施することにより、市内における再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化の推進に必要な人材の育成を行う。

## (9) 各主体の役割

本計画の推進に当たっては、市、市民及び事業者がそれぞれの役割や責務を果たしながら取り組んでいくことが重要となることから、市の役割、市民に期待する役割、事業者に期待する役割を示す。

## (10) 計画の推進

### ① 推進体制

本市では、再生可能エネルギー担当部署が中心になり、進捗状況の確認・評価・課題の把握等を行い、部局間での連携を図りながら、目標達成に向けた取組を行う。

必要に応じて、民間及び市がそれぞれの進捗を共有し、新たなアイデアを生み出し、その実行に向け検討する組織を設置する。

### ② 進行管理

再生可能エネルギー導入のための施策を着実に推進するため、次年度以降、PDCAサイクル(Plan、Do、Check、Action)による進行管理を行う。

今後、策定される「おだわらTRYプラン」ほか、環境基本計画、地球温暖化対策推進計画、低炭素都市づくり計画など関連分野の計画との連携を図る。

平成27年8月24日

小田原市長 加藤 憲一 様

小田原市環境審議会  
会 長 田 中 充



(仮称) 小田原市エネルギー計画について (答申)

平成27年3月26日付け環政第238号により諮問された標記計画については、当審議会において慎重に審議したところ、次の基本的な考え方等を踏まえ、別紙のとおりとすることが適当である。

1 計画策定の基本的考え方について

計画の策定に当たっては、「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」を踏まえ、次の点を基本的な考え方とすること。

- (1) 計画は、「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」に基づくものであり、再生可能エネルギーの利用等の促進に関する総合的な施策を計画的に推進する内容とする。
- (2) 計画期間は、上位計画である第5次小田原市総合計画、第2次小田原市環境基本計画との整合を図り、2015年度から2022年度までの8年間とする。
- (3) 計画では、目指すべき将来像を明確にするとともに、その将来像に向けた長期的な目標を掲げ、市民・事業者の取組の方向性を示したうえで、計画期間での目標を定める。
- (4) 小田原市の行政展開における率先的・模範的な取組の強化を図る。
- (5) 市、市民及び事業者が互いに認識を共有し、目標達成に向けた取組を積極的に進められるような計画とする。

2 計画策定の基本的事項について

計画策定に関する基本的事項は、次のとおり定めること。

- (1) 第1章では、国のエネルギー基本計画や長期エネルギー需給見通しなどを踏まえた国・県の動向や、市のこれまでの取組を記載するほか、計画の目的、目指すべき将来像、その実現のための基本方針や視点を盛り込む。

また、計画の推進には他部署との連携が必要となることから、第5次小田原市総合計画、第2次小田原市環境基本計画のほか、他部門の計画との連携が図られるように位置付ける。

計画の目指すべき将来像については、「エネルギーを地域で自給する持続可能なまち」とし、市民にその姿をわかりやすく伝える。

- (2) 第2章では、小田原市の地域特性及びエネルギー利用の特性を簡潔に述べる。
- (3) 第3章では、小田原市における再生可能エネルギー別の導入ポテンシャルを分析し、市域での再生可能エネルギーの利用可能性について明らかにする。
- (4) 第4章では、目指すべき将来像に向けた2050年度までの長期目標及び計画期間である2022年度までの短期目標について、再生可能エネルギーの導入量並びにエネルギー消費量における目標設定の基準年度及び目標値等を明らかにする。  
短期目標については、その進捗状況を明確にするため、できるだけ数値化し、達成状況が把握可能な目標を設定する。
- (5) 第5章では、短期目標の実現に向けて、市、市民及び事業者が積極的に行動を起こすことができるよう、エネルギー意識の醸成と仕組みづくりに寄与する優先的な取組を、基本方針に沿って設定するとともに、それらの取組については、計画的に推進できるようスケジュールを設定する。  
「計画の推進」では、推進体制及び進行管理について記述するほか、市民、事業者との情報共有を図るため、進行管理の実施により把握した取組状況を公表するものとする。

### 3 計画の推進にあたって

今後、計画の推進に際しては、特に次の点に留意して進めること。

- (1) 市は、計画の実施において、市民、事業者への施策の周知方法を工夫する。  
また、国・県の動向に注視しながら、エネルギーを取り巻く環境の著しい変化に迅速に対応する。
- (2) 計画で掲げる目標の実現に向けて、市民や事業者が主体的に取り組み、計画の基本方針が確実に推進されるような仕組みづくりに努める。

以上の諸点を踏まえ、小田原市エネルギー計画を定めるとともに、計画を真に実効性のあるものとするため、各施策において市の積極的かつ真摯な取組を期待する。

# **(仮称) 小田原市エネルギー計画 (素案)**

**小田原市**



## ～ 目 次 ～

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 第1章 基本的事項                    | 1  |
| 1 計画策定の背景                    | 1  |
| (1) 計画策定の必要性                 | 1  |
| (2) 国の動向                     | 2  |
| (3) 神奈川県の動向                  | 3  |
| (4) 市内におけるエネルギーの地域自給に向けた動き   | 4  |
| 2 計画の目的                      | 6  |
| (1) 計画の目的                    | 6  |
| (2) 目指すべき将来像                 | 6  |
| (3) 3つの基本方針                  | 7  |
| (4) 4つの視点                    | 8  |
| 3 計画の位置づけ                    | 10 |
| (1) 計画の位置づけ                  | 10 |
| (2) 計画の対象期間                  | 11 |
| 第2章 小田原市の現状                  | 12 |
| 1 小田原市の地域特性                  | 12 |
| (1) 自然的特性                    | 12 |
| (2) 社会的特性                    | 12 |
| 2 小田原市のエネルギー利用の特性            | 14 |
| (1) エネルギー消費量                 | 14 |
| (2) 電力消費の状況                  | 15 |
| 第3章 市内の再生可能エネルギーの利用可能性       | 16 |
| 1 再生可能エネルギー別の導入ポテンシャル        | 16 |
| 2 再生可能エネルギーの利用可能性            | 17 |
| (1) 太陽光発電の利用可能性              | 17 |
| (2) 太陽熱の利用可能性                | 18 |
| (3) 地中熱の利用可能性                | 18 |
| 第4章 再生可能エネルギーの利用に向けた目標       | 20 |
| 1 目標の設定                      | 20 |
| (1) 再生可能エネルギーの最大限の利用に向けた長期目標 | 20 |
| (2) 再生可能エネルギーの最大限の利用に向けた短期目標 | 24 |

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 第5章 目標の実現に向けた取組                   | 2 6 |
| 1 目標の実現に向けた取組                     | 2 6 |
| （1）2022 年度までの優先的な取組（リーディングプロジェクト） | 2 6 |
| （2）スケジュール                         | 2 9 |
| 2 各主体の役割                          | 3 1 |
| 3 計画の推進                           | 3 2 |
| （1）推進体制                           | 3 2 |
| （2）進行管理                           | 3 2 |
| （3）本市におけるエネルギー政策の展開               | 3 3 |
| 用語解説                              | 3 4 |

## 資料編

- 1 再生可能エネルギーの定義
- 2 再生可能エネルギー別の導入ポテンシャルの算出方法
- 3 2022 年度の電力利用における目標達成の推移
- 4 リーディングプロジェクトにより期待される効果
- 5 策定の経緯等



(仮称) 小田原市エネルギー計画 (素案) に対する市民意見の募集結果について

1 市民意見を募集した政策等

(仮称) 小田原市エネルギー計画(素案)

2 意見募集期間

平成27年6月22日（月）から平成27年7月21日（火）まで

3 提出意見数

提出人数 3人

提出意見数 22件

4 主な提出意見の概要と意見に対する考え方

(1) エネルギーの地域自給について

| 番号 | 提出意見の概要                                                                                                  | 意見に対する考え方                                                                                                                   |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 「エネルギー源の分散化、多様化によるエネルギーの地域自給は不可避の課題」とあるが、集中生産体制に脆弱性があるため、分散、多様化するのはわかるが、それによって地域自給が不可避であると結論付ける理由にはならない。 | エネルギー源の分散化、多様化を図るだけではなく、地域で必要とするエネルギーを可能な限り地域でつくることは、災害時などの広域的な停電の際にも、非常用電源としての活用が見込め、安全安心なまちづくりの観点からエネルギーの地域自給を課題としたものである。 |

(2) 福島第一原子力発電所の事故等の記述について

| 番号 | 提出意見の概要                                                                                                                                                   | 意見に対する考え方                                                                           |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 2  | 「市内におけるエネルギーの地域自給に向けた動き」における「福島第一原子力発電所の事故の影響により、地域特産品から放射性セシウムが検出され、出荷停止に陥ったことで、生産者が打撃を被ることとなりました」の部分については、直接、エネルギー計画に関わるものではないと思われることから削除したほうがよいのではないか。 | ご指摘の内容については、本市が再生可能エネルギーの利用促進を進めるきっかけとなった事柄の一つであるが、直接、計画の方向性に関わるものではないことから、表現を修正する。 |

### (3) 計画の目的について

| 番号 | 提出意見の概要                                                             | 意見に対する考え方                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----|---------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3  | エネルギーを自給する持続可能な街というのは具体的にどういうことなのか、また、それがいったい、私たちにとってどういうメリットがあるのか。 | <p>エネルギー計画は、再生可能エネルギーの利用等の促進のための総合的な施策を計画的に推進することを目的とし、本市の目指すべき将来像を描き、その実現に向けて、長期的な目標を掲げ、市内で生活や事業活動を行う人々が再生可能エネルギーの利用等に取り組むための方向性を示すものである。</p> <p>環境に負荷が少なく、枯渇することがないエネルギー源を利用し、地域自らがエネルギーを創り出すことにより、エネルギー源の分散化、多様化を図り、市民や事業者が安心して暮らせる持続可能なまちを目指すものである。</p> |

### (4) 計画の位置づけについて

| 番号 | 提出意見の概要                                                                            | 意見に対する考え方                                                                         |
|----|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 4  | こういう街に住んでみたい、こういう街だったら税金を納めてもいいというブランドデザインの中に、エネルギーの話があるのではないかと。計画は全庁的な組織にして検討すべき。 | エネルギー計画素案については、環境部で策定しているが、他の計画と連携することや今後、総合計画に盛り込んでいくことにより、まちづくりの将来像を描いていくものとなる。 |

### (5) 太陽熱エネルギーについて

| 番号 | 提出意見の概要                                                                   | 意見に対する考え方                                                                  |
|----|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 5  | 太陽熱エネルギーは、夏に貯めたエネルギーを冬に使用できるのか。年単位ではなく、季節ごとで使用するエネルギーを考えないと、意味がないのではないかと。 | ご指摘のとおり、季節ごとに使用するエネルギーには違いがあり、再生可能エネルギーを実際に利用する上ではその利用方法について考慮する必要があると考える。 |

### (6) 地中熱の利用可能性について

| 番号 | 提出意見の概要                                                     | 意見に対する考え方                                                                          |
|----|-------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 6  | 「今後は、技術の進歩による価格の低下も想定される」とあるが、どの程度の期間でどの程度価格が低下すると想定しているのか。 | 価格の低下に係る具体的な期間や低下幅の想定はしていない。地中熱利用のコスト低減については、普及による地中熱ヒートポンプの量産効果、掘削技術の進歩等が期待されている。 |

### (7) 目標の設定について

| 番号 | 提出意見の概要                                                                                                                                                                                                                                                     | 意見に対する考え方                                                                                                                                                                                              |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7  | 国が打ち出した指針と同等の指針なのであればあえて定義する必要はないのではないか。                                                                                                                                                                                                                    | 本市では、再生可能エネルギーの利用の促進に向けた明確な姿勢を示し、市、市民、事業者が一丸となって取り組むための総合的な方針として、条例を制定し、その施策を計画的に推進するため、エネルギー計画を策定している。国が掲げている目標と同等であっても、市が目指すべき目標を設定し、その実現に向けて取り組むことが必要である。                                           |
| 8  | 長期、短期の再生可能エネルギーの導入目標があまりにも高すぎるのではないか。太陽光発電設備設置には、場所の確保、コスト負担や系統設備の増強費用など、様々な課題をクリアしなければならない。優先的な取組に示されているとおり、市が市有施設や広域避難所に積極的に導入することで、再生可能エネルギー導入とエネルギー使用量削減の必要性についての意識が市民や事業者に浸透し、この計画が進められればと考えている。しかし、目標が先走りして、事業者の事業経営や市民生活への今以上の負担を強いることがあってはならないと考える。 | 2050年度という将来を見据えた長期的な展望のもと、バックキャストिंगの手法により高い目標値を設定したものである。市の率先導入はもちろんのこと、市民、事業者などあらゆる主体が目標を共有し、実現のための仕組みを考え、連携して取り組むことにより、目標の達成に近づいていくものと考えている。<br>ご指摘のとおり、目標達成のため事業経営や市民生活への負担を強いることがあってはならないと認識している。 |
| 9  | 数値的に厳しく、達成が難しい目標であるならば立てる必要がないのでは。<br>また、技術革新や技術開発が進むことを期待しているとあるが、現在のエネルギー変換効率の何%増、導入コストの何%減となれば達成できるのか。                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                        |

### (8) 地域のエネルギーマネジメントについて

| 番号 | 提出意見の概要                                                      | 意見に対する考え方                                                                                          |
|----|--------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10 | 化石エネルギーから生まれる水素を使用する水素エネルギーを推進するのは再生可能エネルギーを推進することと矛盾していないか。 | 水素エネルギーは、地球上に豊富にある水から、太陽光、バイオマス等の再生可能エネルギーによる電気により、つくられる水素を想定しており、再生可能エネルギーを推進することと矛盾はしていないと考えている。 |

